

評価基準

評価項目		評価のポイント	配点
会社概要 ・ 業務体制 (40点)	提案者の業務実績	・同種・類似業務の実績の有無	5
	業務実績のある都市	・中部地方整備局管内 (静岡県、愛知県、三重県、岐阜県)	5
	配置予定の管理技術者の技術力	・資格の有無	5
	配置予定の管理技術者の業務実績	・同種・類似業務の実績の有無	5
	配置予定の担当技術者の技術力	・資格の有無	10
	配置予定の担当技術者の業務実績	・同種・類似業務の実績の有無	10
提案に対する評価 (55点)	業務フローの作成	・「中間評価」(5年目)「最終評価」(10年目)を見据えた業務フローが作成できているか。	10
	提案内容の独創性	・提案内容に新たな視点からの工夫があるか。	5
	提案内容の的確性	・歴史まちづくりに関する理解度が高く、地域特性を踏まえた提案が簡潔に記載されているか	10
	提案内容の実現性	・提案内容は具体的で実現性があるか。	5
	制度の理解度	・歴まち計画に対する国の支援措置について理解できているか。	10
	図表の視認性	・図表等が見やすく適切に使用されているか	10
	専門技術力	・本業務に適した技術力を有しているか。	5
その他 (5点)	社会貢献活動等に係る認証等の有無	以下いずれかの認定を受けているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所 ・浜松市消防団協力事業所 ・浜松市高齢者活躍宣言事業所 ・健康経営優良法人 (経済産業省) ・浜松市外国人材活躍宣言事業所 ・浜松市企業のCSR活動表彰 	5
合計			100

提案者の順位の決定方法

- 1 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
- 2 評価点の満点は600点とする。(評価委員1人あたりの点数100点×評価委員6人)
- 3 各評価委員の採点の合計点が満点の60%(360点)に満たないときは特定しない。
- 4 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 評価項目「制度の理解度」の点数が高い者を上位とする。
 - (2) (1)も同点の場合は、評価項目「提案内容の的確性」が高い者を上位とする。
- 5 提案者が1者の場合でも、1～3を適用する。